最終更新日：2018年6月28日
ニチモウ株式会社
代表取締役社長 松本　和明
問合せ先：総務部総務チーム
証券コード：8091
http://www.nichimo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、変動する経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性をはかることによって株主価値を高めることを重要な課題と考えており、これを実現するために、株主の皆様をはじめ、取引先、地域社会、従業員といったステークホルダー（利害関係者）との良好な関係を構築するとともに、取締役会、執行役員会などの各機能を強化・改善しながらコーポレート・ガバナンスの充実をはかっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話に関する具体的な方針は策定しておりませんが、当社は従来から株主との建設的な対話を重視しており、そのための体制を整備しております。
株主との対話を補助する関連部門はIR担当取締役を通じて有機的に連携しており、IR担当取締役は、株主の声を取締役会および関連部署にフィードバックしております。また、IR担当取締役は、情報取扱責任者として社内規程に基づきインサイダー情報の管理に努めております。
なお、当社は株主総会やホームページ等の充実化に努めておりますが、必要に応じて決算説明会等のIR活動に注力するよう今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】
当社が保有する株式は、取引先との関係の構築・強化や業務提携等の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に、当該取引先等の株式を取得・保有しております。
政策保有株式に係る議決権行使については、対象企業が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしております。これにより、当社の企業価値の向上と株主および投資家をはじめとするステークホルダーの皆様の中長期的な利益に資するものと考えております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】
当社は、役員や主要株主等と取引を行う場合には、法令および取締役会規則等に基づき、当該取引の利益相反について取締役会の承認を要することとしております。
役員や主要株主等との取引条件等については、会社および株主共同の利益を害することのないよう、個別の協議を踏まえ、当社と関連の有しない他の取引と同様の条件により決定しております。
また、その内容については、内部監査室が定期的に監査するとともに、常勤の監査等委員である取締役が常時閲覧できる監視体制を整備しております。

【原則3-1 情報開示の充実】
(i)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
経営理念、経営ビジョン、中期経営計画等を当社ウェブサイトに掲載しております。
http://www.nichimo.co.jp/ir/plan/
(ii)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記「Ⅰ．1．基本的な考え方」に記載しております。
(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役（監査等委員である取締役を除く。）・監査等委員である取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、基本報酬と株式報酬型ストック・オプションから成り立っており退職慰労金制度は廃止しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬については、株主総会にその総額の上限を上程し、決議された範囲内で各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職位に基づき取締役会で決定しております。また、株式報酬型ストック・オプションについては、株主総会で決議された上限の範囲内で各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績に対する貢献度をもとに配分額を取締役会で決定しております。
監査等委員である取締役の報酬については、基本報酬のみとしており、株主総会にその総額の上限を上程し、決議された範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定しております。
経営陣幹部の給与については、社内規程に基づき支給しており、年2回、業績・能力の評価を査定したうえ取締役会で決定しております。
(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役（監査等委員である取締役を除く。）・監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部および取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名については、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の管理・監督機能および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランス等を勘案したうえで、適材適所の観点より総合的に選任しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名手続につきましては、取締役会で決定しております。監査等委員である取締役候補者の指名手続については、財務・会計に関する知見、当社事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点のバランス等を勘案したうえで、監査等委員会の同意を得て、取締役会で決定しております。
(v)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役（監査等委員である取締役を除く。）・監査等委員である取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。
http://www.nichimo.co.jp/ir/meeting/

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】
取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を取締役会規則において定めております。それ以外の業務執行の決定については、執行役員に委任しており、その内容は執行役員会の審議および社内規程に基づいて明確に定めております。

【原則4-8独立社外取締役の有効な活用】
当社は、より一層の企業統治体制の強化、企業価値の更なる向上を図るため監査等委員会設置会社に移行し、独立社外取締役を3名選任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
独立社外取締役の選任については、会社法の定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性基準に基づいております。また当社では、他社において長年の業務経験を通じた幅広い見識をもとに、当社経営の適法性および妥当性を監督するとともに、企業統治体制の更なる向上に寄与する人物(候補者)を社外取締役として選任しております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】
取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性を確保するため、各事業に精通した社内取締役と、企業経営者や有識者などから、経験・見識・専門性を勘案したうえで社外取締役を選任しております。
また、経営の意思決定を迅速かつ適正なものとするため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名以内、監査等委員である取締役5名以内とすることを定款に定めております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】
取締役の兼職は、当社業務の職責を果たすに必要な時間・労力を確保するため、合理的な範囲に留めております。社外取締役の兼職の状況は、株主総会招集通知の事業報告に開示しております。また、取締役会および監査等委員会への出席状況についても同様に事業報告に開示しております。
http://www.nichimo.co.jp/ir/meeting/

【補充原則4-11-3 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】
当社は、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性評価に関するアンケートを年1回実施しております。回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保し、集計結果を取締役会にて報告しております。本アンケート回答では、取締役会の構成や運営等についておおむね肯定的な評価が得られており、取締役会の実効性は確保されているものと認識しております。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニング】
取締役については、その役割・責務を適切に果たしていくうえで必要となる知識・情報を取得できるよう、定期的に外部専門家等による法務・財務等の講習会を実施しております。
なお、新任の社外取締役には、当社の歴史、経営理念、事業構造等に関する知識・情報を取得する機会を提供しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
朝日生命保険相互会社	300,000	7.92
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	167,400	4.41
日本水産株式会社	120,000	3.16
ニチモウ取引先持株会	117,900	3.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	99,000	2.61
DNB BANK ASA － VERDIPAPIRFONDENT HOLBERG TRITON	81,100	2.14
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	71,800	1.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	62,600	1.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	58,600	1.54
ニチモウ従業員持株会	55,622	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
	1000人以上

直前事業年度末における(連結)従業員数	
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
荻須　秀次	他の会社の出身者											○
菊池　達也	他の会社の出身者											○
平田　　淳	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荻須　秀次	○	○	荻須秀次氏は、特定関係事業者である日本測器株式会社の代表取締役社長でありますが、同社と当社との間に特記すべき取引関係等はありません。	荻須秀次氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営の適法性および妥当性を監督していただくとともに、企業統治体制の更なる向上に寄与していただくため、社外取締役として選任し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。
菊池　達也	○	○	菊池達也氏は、大株主である朝日生命保険相互会社の業務執行者でありますが、議決権比率が10%未満と当社の経営に影響を与える主要株主ではなく、同社と当社との間に特記すべき取引関係等もありません。	菊池達也氏は、他社において長年の業務経験を通じた幅広い見識をもとに、当社経営の適法性および妥当性を監督していただくとともに、企業統治体制の更なる向上に寄与していただくため、社外取締役として選任し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。
平田　　淳	○	○	平田淳氏は、当社との間に特別な利害関係はありません。	平田淳氏は、他社において長年の業務経験を通じた幅広い見識をもとに、当社経営の適法性および妥当性を監督していただくとともに、企

				業統治体制の更なる向上に寄与していただくため、社外取締役として選任し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人を指定しておりませんが、監査等委員会が必要とした場合、職務を補助する使用人を置くものとしております。
なお、当該使用人は、監査等委員会が指示した業務について、監査等委員である取締役以外の者からの指揮命令を受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人および内部監査を行う社長直轄の内部監査室と監財部及び各業務部から選任された内部監査部門との定期的な意見交換や情報交換を行うなど、相互連携を図るとともに、監査の実効性の確保に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、会社法第236条第1項、第238条第1項および第2項ならびに第240条第1項に従って、株式報酬型ストック・オプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、会社法第236条第1項、第238条第1項および第2項ならびに第240条第1項に従って、株式報酬型ストック・オプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成30年3月期における取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名に対する報酬等の額182，701千円
(1)取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
(2)取締役の支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（17，110千円）が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成28年6月29日開催の第130回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬、監査等委員である取締役の報酬については次のとおり決議しております。
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は基本報酬と株式報酬型ストック・オプションから成り立っており退職慰労金制度は廃止しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬については、年額2億40百万円の範囲内で各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職位に基づき取締役会で決定しております。また、株式報酬型ストック・オプションについては、年額30百万円の範囲内で各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績に対する貢献度をもとに配分額を取締役会で決定しております。
監査等委員である取締役の報酬については、基本報酬のみとしており、年額60百万円の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対し、総務部等の管理部門において、取締役会の資料の事前送付など、各種連絡や情報提供を行っております。また、内部監査室等の管理部門において、指示に基づき適宜情報の収集等を行い、監査の実効性を確保しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1．取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名、監査等委員である取締役が4名（内3名は社外取締役）で構成されております。原則として毎月1回開催され、法令、定款および社内諸規定に従い重要事項を決定するとともに、監査等委員である取締役により業務執行状況を監督しております。
2．取締役会の意思決定機能ならびに監督機能の強化および業務執行の効率化をはかるために執行役員制度を平成16年4月より導入し、代表取締役の指揮命令のもとに業務執行に専念しております。また、業務執行の決定機関として執行役員10名で構成された執行役員会を毎月開催される取締役会の前日に開催し、業務執行の迅速化をはかっております。
3．監査等委員会は4名の監査等委員である取締役（内3名は社外取締役）で構成され、原則として毎月1回開催されております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）ならびに執行役員の業務執行を厳正に監査し、また、内部監査室等の管理部門や会計監査人との情報交換に努め監査の実効性を確保しております。
4．会計監査人による監査については、明治アーク監査法人の監査を受けております。平成30年3月期における同監査法人の報酬等の合計額は37，000千円であります。会計監査業務を執行した公認会計士は、永田敬氏、木村ゆりか氏および萩原真治氏であります。また、監査業務に係る補助者は公認会計士11名、その他4名となっております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成28年6月29日開催の第130回定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行いたしました。創業以来、「会社は社会の公器であるとの精神に立ち、業界をリードする技術とサービスをもって広く社会の発展に貢献する」ことを経営理念とし、従来から経営の健全性および透明性に努めてまいりましたが、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置き、取締役会の監督機能を高めるとともに、より一層の企業統治体制の強化、企業価値の更なる向上をはかるためこのような体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書などの各種IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する担当部署として、総務部総務チームを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ニチモウグループ企業行動憲章」において、ステークホルダーより満足と信頼を獲得することを使命とする旨を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ニチモウグループ企業行動憲章」において、株主・顧客・従業員はもとより、消費者や広く社会に対して、企業情報を積極的かつ公正に開示する旨を定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役および子会社の取締役等ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
   (1)コンプライアンスの徹底、社会的規範の遵守、情報開示、財務報告の信頼性等の目的を達成するため行動基準として定めた「ニチモウグループ企業行動憲章」をグループの全社員に配布し、取締役自らが率先垂範の上、グループ全体でその徹底をはかることとする。また、取締役会を通じ取締役の職務遂行の監視をより一層強化することとする。
   (2)「財務報告の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制構築を推進することとする。
   (3)「コンプライアンス規程」を定め、社会的責任を果たすために「コンプライアンス・プログラム」を推進することとする。
   (4)「コンプライアンス委員会」を設置し、内部監査部門等から報告されたコンプライアンス上の問題その他重要案件の審議を行うこととする。
   (5)業務執行部門から独立した内部監査室は、各部門の業務プロセスを監査し、不正の防止と発見に努めることとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
   取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱要領」ならびに「文書保存年数取扱基準」等の社内規程にもとづき適切かつ確実に保存・管理するとともに、保存期間を定め、期間中閲覧可能な状態を維持することとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
   (1)当社グループは、「リスク対策規程」を定め、企業経営に関わる危機、リスクについて基本的な対策を整備し、発生したリスクを極小化かつ早期に解決することとする。
   (2)問題が発生した場合の対応として「危機管理のガイドライン」を定め、不測の事態が発生した場合は、迅速な対応を行い、損失の拡大を防止する体制を整えるものとする。
4. 取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
   (1)当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。
   (2)当社は、経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化をはかる観点から執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略および業務執行の監督という本来の機能に特化する。
   執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。
   (3)当社グループは、中期経営計画および年次事業計画を策定し、その目標達成のために取締役会でその進捗状況の管理を行うこととする。
5. 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
   (1)グループに共通の「企業行動憲章」を定め、グループの取締役、社員一体となり遵法意識の醸成を高めることとする。
   (2)「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社の財務状況、職務の執行状況およびその他重要な報告事項について定期的に報告を受け管理を行うものとする。また、内部監査室を担当部門としてグループ各社における内部統制の実効性を高め、必要に応じて指導・支援を行うものとする。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
   (1)監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の意見を尊重するものとする。
   (2)監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会が指示した業務について、監査等委員である取締役以外の者からの指揮命令を受けない。
7. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
   (1)取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は、グループ経営会議、その他重要な会議の審議内容、内部監査の結果、および内部通報制度の運用状況について監査等委員である取締役に報告するものとする。
   (2)取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は、当社およびグループ各社の業務または業績に与える重要な事項について監査等委員会に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反および不正行為の事実、あるいは当社およびグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は遅滞なく報告するものとする。また、監査等委員会は、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人に対し報告を求めることができるものとする。
   (3)当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不当に扱うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。
   (4)監査等委員会は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会および執行役員会等の会議に出席し必要に応じその説明を求めることとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会や会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、監査の実効性を確保するものとする。
   (5)監査等委員会がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求した時には、請求にかかる費用または債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備に関する体制
   (1)当社グループは、「ニチモウグループ企業行動憲章」において反社会的勢力に対する行動基準を定め、役員・従業員全員に周知徹底することとする。
   (2)反社会的勢力に関する事項については、総務部にて対応するものとする。
   (3)顧問弁護士や公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集・管理を行うこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方
   市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体とは断固として対決します。
2. 整備状況
   当社グループは「ニチモウグループ企業行動憲章」において反社会的勢力に対する行動基準を定め、役員・従業員全員に周知徹底しております。
   また、反社会的勢力に関する事項については、総務部にて対応しております。
   顧問弁護士や公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集・管理を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示に係る社内体制の概要は、次の通りであります。

1. 決定事項に関する情報
   重要な決定事項については、執行業務の決定機関である執行役員会ならびに取締役会において決定し、情報取扱責任者ならびに管理部門において、「会社情報の適時開示等に関する規則」（東京証券取引所）に照らし検討を行い、開示が必要となる場合は、速やかに開示を行うよう努めております。取締役会は、定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な決定とともに業務執行の状況を逐次監督し、会計士や弁護士等より監査およびアドバイスを受け正確な会社情報の開示に努めております。
2. 情報発生事実に関する情報
   重要な事実が発生した場合は、当該部署より発生事実についての報告が、代表取締役ならびに管理部門に対して行われ、情報取扱責任者ならびに管理部門において適時開示規則に照らし検討を行い、開示が必要となる場合は、速やかに開示を行うように努めております。
3. 決算に関する情報
   財務諸表等決算に関する情報については、財務部で資料を作成し、月々の取締役会で承認し、監査等委員会や会計監査人による監査を受け、四半期毎に決算情報の開示や必要に応じ、業績予想の修正等の開示を行っております。
4. 情報管理ほか
   社内規定として「内部者取引規程」を定め、役員または社員等が職務に関して取得した内部情報の管理ならびに株式等の売買など常時内部者取引の未然防止に努め、「危機管理マニュアル」において、異常事態発生時の情報管理など迅速な対応に努めております。また、社内においてコンプライアンスやCSRのより一層の徹底をはかるため、各種マニュアルや研修制度の整備を行っておりますが、会社情報の適時開示が必要な事象等についての周知もあわせて行ってまいりたいと考えております。

【参考資料：模式図】

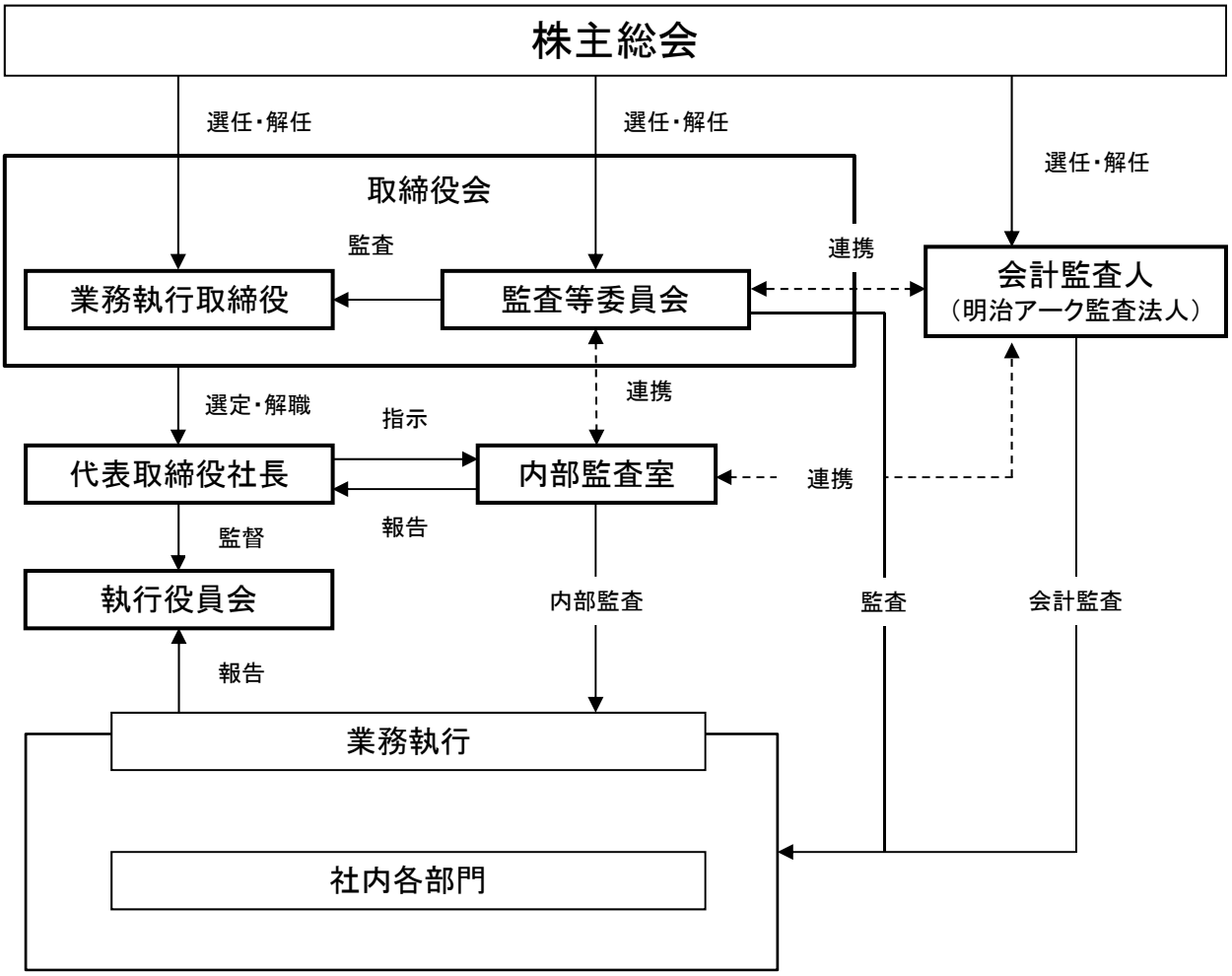
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
監査
連携
業務執行取締役
監査等委員会
会計監査人
（明治アーク監査法人）
選定・解職
指示
連携
代表取締役社長
内部監査室
連携
監督
報告
執行役員会
内部監査
監査
会計監査
報告
業務執行
社内各部門